

独立監査人の監査報告書

平成 25 年 6 月 13 日

国立大学法人 広島大学
学 長 浅 原 利 正 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 八 認 公 計 士 上 藤 澤 吉 幸

指定有限責任社員 八 認 公 計 士 上 藤 澤 吉 幸
新日本有限責任監査法人

<財務諸表監査>

当監査法人は、国立大学法人法第25条において准用する独立行政法人等会計法（以下「准用会計法」という。）第10条の第1項に基づき、国立大学法人広島大学（以下「広島大学」という。）の平成25年4月1日現在の財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く）を監査し、

平成25年5月31日までの第1期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年6月30日までの第2期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年7月31日までの第3期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年8月31日までの第4期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年9月30日までの第5期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年10月31日までの第6期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年11月30日までの第7期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年12月31日までの第8期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年1月31日までの第9期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年2月28日までの第10期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年3月31日までの第11期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年4月30日までの第12期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年5月31日までの第13期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年6月30日までの第14期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年7月31日までの第15期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年8月31日までの第16期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年9月30日までの第17期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年10月31日までの第18期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年11月30日までの第19期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年12月31日までの第20期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年1月31日までの第21期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年2月28日までの第22期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年3月31日までの第23期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年4月30日までの第24期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年5月31日までの第25期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年6月30日までの第26期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年7月31日までの第27期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年8月31日までの第28期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年9月30日までの第29期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年10月31日までの第30期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

平成25年11月30日までの第31期事業年度及び利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる

国立大学法人等の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、

不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす必要と思われる場合に

あつた場合に十分留意して計画される

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監本証拠を入手するための手続が実施

される。監査手続は、当監査法人の監査

関する内部統制を検討する。また、監査には、子長が採用した会計方針及びその適用方法

並びに学長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが

含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示を

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して、国立大学法人広島大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見を表明することにある。

准田通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する監査意見

当監査法人の監査意見は次のとおりである。

(1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。

(2) 決算報告書は、学長による策の取組に依りて、法令等に適合しているものと認める。

国立大学法人は、準田通則法第11条第1項の規定に基づき、国立大学法人広島大学の平成24年度

当監査法人は、第7期事業年度に会計監事本人に選任されたので、事業報告書に記載されて

いる事項のうち第6期事業年度以前の会計に関する部分は、前任会計監事本人の監査と受けを財

事業報告書に添える報告

監査法人は、事業報告書（第7期事業年度以降）及び第7期事業年度の会計に関する記載に關し

利害関係

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載